平成３０年（フ）第３８号
大津市観音寺11番16号
債務者　谷　　裕美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
滋賀県彦根市八坂町2000番地５（208号）、前住所滋賀県彦根市松原１丁目14番35―102号
債務者　小川　秀治
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３号
滋賀県東近江市甲津畑町1071番地
債務者　古谷　和子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１３４５号
京都市右京区西京極西川町１番地１
債務者　松下　大生
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９３号
京都市伏見区白銀町954番地１　ハイツ白銀203号
債務者　青島　義樹
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
京都市東山区今熊野池田町９番地18　ブッダーシュド406号、前住所岡山県津山市林田928番地　市営住宅丹後山団地Ｄ―201
債務者　田渕　　遥
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地６―1003
債務者　中村　未美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６１号
兵庫県西宮市甲子園七番町２番10―302号
債務者　武本　充広
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５４号
兵庫県姫路市神子岡前２丁目８番17号　ファミール吉田202号
債務者　織田　正吾
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６１号
兵庫県姫路市上手野393番地１　おひさまの家ゆめさき台110号室
債務者　松本加代子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２５７号
奈良市高畑町859番地　アーネスハイツオータニ101号
債務者　生田　純子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８３号
奈良県桜井市大字桜井1145番地の４　202号
債務者　式田　順彦
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
奈良県桜井市大字吉備272番地の３　Ⅱ203号
債務者　作本眞智子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２７号
奈良県桜井市大字河西174番地の２　Ａ棟202室
債務者　石住みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
鳥取県倉吉市西福守町803番地　福守第１団地４―304号、旧住所鳥取県米子市熊党403番地　ピュアラＫ102号
債務者　鈴木　達也（旧姓間谷）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第２７号
広島市西区南観音７丁目９番31―203号　パステル12
債務者　西郷　　健
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部